

経営者・  
担当者向け

全業種向け

経営

# 令和7年度税制改正について

令和7年度の中小企業者等に関連する税制改正のポイントについて、日本商工会議所の担当者が解説いたします。中小企業関係租税措置の延長・拡充や事業承継税制の活用促進に向けた見直しなど、中小企業に特化した内容となっております。奮ってご参加ください。

■日時 2025年3月25日(火) 14時～15時

■会場 東大阪商工会議所 本所本館 4階大会議室1

## 内容

### 令和7年度税制改正の主な改正項目

- ① 中小企業経営強化税制における「建物」を対象に加えた上乘せ措置の創設
- ② 中小企業投資促進税制の延長
- ③ 償却資産に係る固定資産税の軽減措置の延長・拡充
- ④ 中小企業の法人税率の軽減措置の延長
- ⑤ 事業承継税制における役員就任要件の事実上の撤廃 他



■講師 日本商工会議所 産業政策第一部 担当者

■参加費 無料

■定員 50名 (定員になり次第締め切ります)

■問合せ 東大阪商工会議所 中小企業相談所 TEL06-6722-1151

二次元コードからも  
お申込み頂けます



▶申込みは、下欄の申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてご送付ください。

## 申込書

▶▶▶ FAX 06-6725-3611

※番号間違いによる誤送信が多発しておりますので、くれぐれもお間違えのないようご注意ください。

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
参加者氏名		e-mail	

※ご記入いただいた個人情報、商工会議所からの各種連絡・情報提供の為に利用することがあります。

※複数名のお申込の場合は本状をコピーしてお申し込みください。

※本所駐車場の台数には限りがございます。予めご了承ください。尚、ご迷惑となりますので、近隣の商業施設等への駐車はご遠慮ください。